

議案第106号

令和3年度宝塚市一般会計補正予算(第8号)

資料1(26、28) 市内事業者一時支援金事業について

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の拡大による、緊急事態宣言等の度重なる発令により、不要不急の外出や移動の自粛により影響を受け、売上が減少した事業者の支援を目的とし、国の月次支援金の対象とならない小規模事業者等に一時支援金を給付するもの。

2 支援金概要

(1) 名称

宝塚市小規模事業者等応援一時支援金

(2) 対象者

市内に本店又は主たる事務所、営業所、店舗等を設置している中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小事業者のうち小規模事業者及び個人事業主で下記の表に該当する事業者とする。

①時短営業要請による協力金の支払対象となる飲食店と直接・間接の取引があること。

②不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。

業種	常時雇用する従業員数
製造業・建設業・運輸業その他	20人以下
商業(卸売業・小売業・飲食業)	5人以下
サービス業	5人以下
(うち、宿泊業・娯楽業・旅行業)	20人以下

(3) 対象要件

①兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の受給者でないこと。

②2021年4月から9月までの任意の1ヶ月あたりの売上が、2019年又は2020年の同月と比べて20%以上50%未満減少であること。ただし、2021年度中に1度でも国の月次支援金の支給を受けた事業者は対象外とする。

(4) 申請期間

11月1日～2月15日

(5) 給付額

1事業者あたり一律10万円

(6) 予算総額 95,500千円

(7) 予算内訳

①市内事業者一時支援金事業委託料 5,500千円

※申請受付、審査業務等の事務局機能を委託

②市内事業者一時支援金 90,000千円

※内訳@100千円×900件